

みんなで一致団結!!

暴力団を排除しよう!

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例が制定されました。
平成25年4月1日施行



暴力団
を

恐れない!

資金を提供しない!

利用しない!



さっぽろ市
05-C01-12-1781
24-5-474

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課 TEL: 011-211-2252

暴力団に関する相談先

(公財)北海道暴力追放センター

北海道警察本部捜査第四課

TEL: 011-271-5982

TEL: 011-222-0200

「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」は、

市民の安全で平穏な生活を確保し、札幌市における社会経済活動の健全な発展に寄与するために、暴力団の排除を推進するものです。

基本となる考え方

暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、
暴力団に対して資金を提供しないこと、
暴力団を利用しないことを基本として社会全体で推進します。

条例の主な内容

公共事業等に係る措置

暴力団員や暴力団関係事業者を、公共事業等の入札に参加させない等、市の事務事業から排除します。



公の施設に係る措置

市の公の施設が暴力団の活動に利用されないようにします。



市民の禁止行為

市民は、債権回収や紛争解決等に、暴力団の威力を利用してはいけません。また、威力利用の目的等で、暴力団員に利益を供与してはいけません。



事業者については

北海道暴力団の排除の推進に関する条例が定められています

主な内容

- ①暴力団(員)の威力を利用する行為を禁止
- ②暴力団(員)へ財産上の利益供与を禁止 ※これらに違反すると、勧告の対象となる場合があります。
- ③契約書面への「暴力団排除条項」及び「契約解除条項」の導入